

社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会（以下「当法人」という。）の理事長、理事、監事、評議員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。但し、常勤職員として給与を受ける者は除くものとする。

(報酬)

第2条 役員のうち、理事長に対し次のとおり報酬を支給する。

2 理事長は、報酬として月額120,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 理事長、理事、監事、評議員が法人業務を行う会議等に出席した場合の交通費等に係る費用弁償として、別表の金額を支給する。但し、理事長については、支給しない。

2 苦情解決第三者委員が、調整、助言等のために会議に出席した場合の交通費等に係る費用弁償として、別表の金額を支給する。

(旅費)

第4条 役員等が法人の代表からの求めにより出張する場合は、法人の旅費規程に定める旅費交通費を支給する。

(支給方法)

第5条 第2条については、毎月末締めで翌月初旬に支給する。

2 第3条については、その都度支給する。

3 第4条については、出発前に支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

(別表)

会議時間	金額（1回あたり）
120分以内	8,500円
120分を超える	12,000円

附則 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

(平成29年2月27日制定)

これにより平成10年4月1日制定の「役員等費用弁償規程」を廃止する。

附則 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(平成29年6月14日 評議員会において改正)

附則 この規程は、令和1年7月1日から施行する。

(令和1年6月21日 評議員会において改正)

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(令和3年6月22日 評議員会において改正)